

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の
一部を改正する省令の一部を改正する省令案要旨

- 1 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律並びに関税法施行令等の一部を改正する政令及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令二百四号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- 2 この省令は、別段の定めがある場合を除き、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。